ibaraki takken

いばらき毛建



水戸市保和苑内・明星ヶ池

会長·本部長就任挨拶 · · · · · · · p1
平成28年度定時総会開催報告 · · · · · · p2
平成28年度·29年度役員紹介·····p3
会長·副会長·専務理事紹介 · · · · · p3
委員会構成員紹介 · · · · · · p4
各支部正副支部長紹介 · · · · · · p4
法定講習会のご案内 ・・・・・・・・p5
「宅地建物取引業法の一部を改正する法律案」について・・・・・p5
「空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除」について・・・・・・p6
判例紹介·····p7~8
平成28年度宅地建物取引士資格試験について ·····p9
全宅管理入会のご案内 · · · · · · · p10
新入会員紹介 · · · · · · · p11

vol. 129 2016.7.1



会長・本部長就任のご挨拶

公益社団法人 茨城県宅地建物取引業協会 公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会茨城本部

会長·本部長 張 替 武 敏

5月27日に開催されました、公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会・公益社団法人全国 宅地建物取引業保証協会茨城本部平成28年度定時総会におきまして、皆様のご支援を賜り、 会長・本部長に就任いたしました張替武敏です。

会長就任の挨拶に先立ち、まずは、8期16年、宅建協会の安定運営と宅建業界の発展のために多大なるご尽力をされました山田守前会長に対しまして敬意と感謝を申し上げます。

さて、宅建協会は、平成25年に公益社団法人となり、社会的使命や消費者と会員のために 果たす役割に対し多くの期待が寄せられています。

このような期待に応えるべく、本会は、2つの公益目的事業「相談・情報提供事業」「法令遵守・人材育成事業」を柱として事業運営を実施し、消費者が不動産取引を安心・安全に行えるよう活動を展開して参ります。

また、会員業者の支援事業と致しましても、会員の皆様のニーズに的確に応え、スムーズな経営と商機拡大につながる支援活動を実施して参ります。

少子高齢化の加速する中、本業界も会員の高齢化が進み、会員数の減少傾向も続いております。このような状況を変えるためには、これまでの業務の継続だけでなく、柔軟な発想で新たなビジネスチャンスを生み出す必要があり、本会としてもその役割を認識して各種課題に取り組んでまいります。

我々の業界は、多くの法律が業務に関連しており、それらの改廃等により経営環境が大きく変化するところがあります。消費増税や民法改正といった、今後確実に実施されるこれらの問題に即応できるよう準備と情報の共有に努め、会員の皆様の業務に支障をきたすことのないよう努めて参ります。

茨城県宅建協会は、来年度創立50周年の大きな節目の年を迎えます。これまで、多くの先輩方が築き上げてこられた宅建協会を、より充実した組織とし、皆様の期待に応えられるよう理事・幹事が一致団結して努力してまいります。私も公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会会長として、責務の全うに全力を傾注いたす所存でございますので、会員各位のご協力とご支援を何卒よろしくお願い申し上げます。

結びに、会員皆様のますますのご発展とご多幸をご祈念申し上げまして、会長就任のご挨拶と させていただきます。

平成28年度 定時総会開催

平成28年5月27日にホテルレイクビュー水戸において、(公社) 茨城県宅地建物取引業協会、(公社) 全国宅地建物取引業保証協会茨城本部の平成28年度定時総会が開催されました。

当日は、来賓として茨城県土木部都市局建築指導課長小沼紀男氏、同課課長補佐関正史氏、主任徳若和紀氏のご臨席を賜りました。

本年度の総会では、下記の審議事項が審議されました。審議の結果は以下の通りです。

また、同日開催の第3回理事会・幹事会におきまして、正副会長・正副本部長、専務理事・専任幹事選任について審議され、会長・本部長には張替武敏氏、副会長・副本部長には車孝則氏、沼尻和彦氏、橋詰芳明氏、又専務理事・専任幹事には倉田建一氏が選任されました。

審議事項

第1号議案	平成27年度貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書) 並びに財産目録承認に関する件
第2号議案	入会金改定(案)承認に関する件
第3号議案	定款変更(案)承認に関する件
第4号議案	理事選任承認に関する件
第5号議案	監事選任承認に関する件

いずれも、提案通り可決承認されました。



山田会長挨拶



提案説明 張替専務理事



議長:車副会長



監事団

平成28年度・29年度 役員紹介

役職名		氏	名	所属支部	役職名	氏 名	所属支部
	会 長	張替	武敏	牛久・竜ヶ崎	理 事	村山芳夫	土浦・つくば
	副会長	車	孝則	水 戸	//	香 取 隆 之	"
	//	沼尻	和彦	県 西	//	飯 田 清 志	"
常	"	橋詰	芳 明	鹿 行	//	山田正美	"
務	専務理事	倉 田	建一	土浦・つくば	//	笠 川 廣	県 南
理	常務理事	鈴木	英明	県 南	//	野村 隆	"
事会	"	関 根	一彦	古河・岩井	//	土信田 敏 夫	"
構	"	萩庭	忠英	県 北	//	長谷川 勇	県 西
成	"	辻 村	春 樹	牛久・竜ヶ崎	"	井 口 伍 郎	鹿 行
員	"	三輪	善夫	石 岡	//	加藤健司	"
	"	横須賀	忠行	水 戸	//	青 木 善 市	古河・岩井
	"	筧 田	広 明	土浦・つくば	//	木 村 公 一	"
	"	笠 島	兼治	県 西	"	森 秀明	県 北
理	事	杉山:	利 徳	水 戸	//	安 義 雄	"
	//	永 井	郁 夫	"	//	根本良一	牛久・竜ヶ崎
	//	鈴木	孝 一	"	//	山 西 弘一郎	石 岡
	//	宇 野	好 文	"	監 事	谷 島 勇	県 西
	//	真家	功一	"	"	前 田 國 男	鹿 行
"		富 田	稔	"	"	高 橋 法 明	員 外
	"	田中	清美	土浦・つくば			

[※]保証協会の役職は、【本部長、副本部長、専任幹事、常任幹事、幹事、監査】となります。

会長・副会長・専務理事紹介



会 長 張替 武敏



副会長車 孝則



副会長 沼 尻 和 彦



副会長橋 詰 芳明



専務理事倉田 建一

委員会構成員紹介

業協会 ——

委員会名	担当副会長	委員長	副委員長	委員
総務委員会	車 孝則	横須賀忠行	森 秀明	笠川 廣 笠島 兼治 香取 隆之 木村 公一 冨田 稔
財務委員会	沼尻和彦	関根 一彦	鈴木 孝一	森 秀明 宇野 好文 村山 芳夫 飯田 清志 山西弘一郎
情報提供委員会	橋詰 芳明	萩庭 忠英	田中清美	永井 郁夫 飯田 清志 宇野 好文 青木 善市 土信田敏夫
相談業務委員会	橋詰 芳明	辻村 春樹	井口 伍郎	沼尻 和彦 鈴木 英明 三輪 善夫 萩庭 忠英 杉山 利徳 筧田 広明 青木 善市
法令遵守委員会	沼尻 和彦	鈴木 英明	永井 郁夫	関根 一彦 長谷川 勇 村山 芳夫 真家 功一 加藤 健司 山西弘一郎 根本 良一
人材育成委員会	車 孝則	筧田 広明	笠川 廣	辻村 春樹 加藤 健司 安 義雄 真家 功一 山田 正美 野村 隆

特別委員会—

委員会名	担 当	委員長	副委員長	委 員
賃 貸 管 理 特別委員会	横須賀忠行	長谷川 勇	井口 伍郎	倉田 建一 鈴木 英明 関根 一彦 杉山 利徳 三輪 善夫 安 義雄 根本 良一

- 保証協会-

委員会名	担当副本部長	委員長	副委員長	委 員
苦情解決委員	会 橋詰 芳明	辻村 春樹	井口 伍郎	沼尻 和彦 鈴木 英明 三輪 善夫 萩庭 忠英 杉山 利徳 筧田 広明 青木 善市

各支部正副支部長紹介

支 部 名	支 部 長		副 支	部 長	
水戸	車 孝則	横須賀忠行	杉山 利徳	永井 郁夫	
土浦・つくば	倉田 建一	筧田 広明	田中清美	香取 隆之	
県 南	鈴木 英明	笠川 廣	野村 隆	土信田敏夫	
県 西	沼尻 和彦	笠島 兼治	長谷川 勇	谷島 勇	長瀬 崇
鹿 行	橋詰 芳明	井口 伍郎	加藤 健司	篠塚 喜八	竹内 忠正
古河・岩井	関根 一彦	羽富 晶弘	木村 公一	青木 善市	遠藤源一郎
県 北	萩庭 忠英	森 秀明	安 義雄		
牛久・竜ヶ崎	辻村 春樹	根本 良一	鈴木 功	櫻井 拓也	篠藤 寿海
石 岡	三輪 善夫	赤尾杉昌則	篠根 捷應		

法定講習会のご案内

取引士証の交付・更新を受けるには、登録をしている都道府県が指定した講習会を受講しなければなりません。

有効期間満了日までに当協会から講習会開催の通知を致します。会場等の都合により各講習会の受講者数の平均化を図っていますので、万障お繰り合わせの上指定日に受講して下さい。

(有効期間満了日が近づいたにもかかわらず、講習会の通知が届かない場合は、当協会までお問合せください。)

■平成28年度 宅地建物取引士 法定講習会予定

講習開催日	会 場
平成28年 9月14日(水)	ホテルグランド東雲
平成28年11月15日(火)	ホテルレイクビュー水戸
平成29年 2月16日(木)	ホテルグランド東雲

※締切りは、各講習会実施日の2週間前になります。

◆つくば会場 ホテルグランド東雲 つくば市小野崎488-1

◆水 戸 会 場 ホテルレイクビュー水戸 水戸市宮町1-6-1



「宅地建物取引業法の一部を改正する法律案」成立について

〔主な改正内容〕

- (1) 既存建物取引時の情報提供の充実(①媒介契約締結時にインスペクション業者のあっせんに関する 事項を記載した書面の依頼者への交付、②重要事項説明時に買主等に対しインスペクションの結果の 概要等を説明、③売買契約の成立時に建物の状況について当事者の双方が確認した事項を記載した書 面の交付を宅建業者に義務付ける)
- (2)消費者利益の保護の強化と従業者の資質の向上(①営業保証金制度等による弁済の対象から宅地 建物取引業者を除外、②事業者団体に対し、従業者への体系的な研修を実施する努力義務を賦課する)

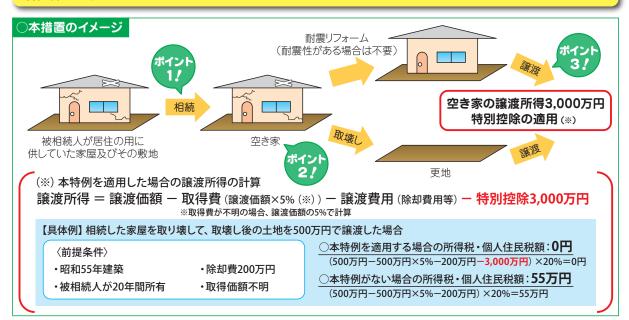
※本法の施行期日は、上記(1)については、公布の日から2年、(2)については、公布の日から1年とされていますが、確定次第ご案内させていただきます。

「空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除」に係る要件等について

平成28年度税制改正においては「空き家の譲渡所得について3,000万円を特別控除する特例措置」が新たに創立されました。

1. 制度の概要

相続日から起算して3年を経過する日の属する年の12月31日までに、被相続人の居住の用に供していた家屋を相続した相続人が、当該家屋(耐震性のない場合は耐震リフォームをしたものに限り、その敷地を含む。)又は取壊し後の土地を譲渡した場合には、当該家屋又は土地の譲渡所得から3,000万円を特別控除する。



2. 適用を受けるにあたってのポイント

○ポイント1【相続発生日を起算点とした適用期間の要件】

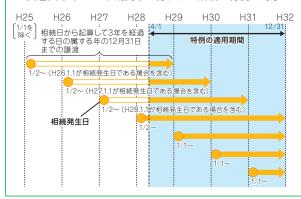
相続日から起算して3年を経過する日の属する年の12 月31日まで、かつ、特例の適用期間である平成28年4月1 日から平成31年12月31日までに譲渡することが必要。

【例】平成25年1月2日に相続が発生した場合 →本特例の対象となる譲渡期間

:平成28年4月1日~平成28年12月31日

【イメージ図】

※黄色矢印(一一)期間中に行われた譲渡が特例の対象



○ポイント2【相続した家屋の要件】

特例の対象となる家屋は、次の要件を満たすことが必要。

- ①相続の開始の直前において被相続人の居住の用に供 されていたものであること
- ②相続の開始の直前において当該被相続人以外に居住 をしていた者がいなかったものであること
- ③昭和56年5月31日以前に建築された家屋(区分所有建築物を除く。)であること
- ④相続の時から譲渡の時までの事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと

(※相続した家屋を取り壊して土地のみを譲渡する場合には、取り壊した家屋について相続の時から当該取壊しの時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと、かつ、土地について相続の時から当該譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと)

○ポイント3【譲渡する際の要件】

特例の対象となる譲渡は、次の要件を満たすことが必要。 ①譲渡価額が1億円以下

②家屋を譲渡する場合(その敷地の用に供されている土地等も併せて譲渡する場合も含む。)、当該譲渡時において、当該家屋が現行の耐震基準に適合するものであること

本特例措置の詳細につきましては、下記国交省URLからもご覧になれます。

〈国交省URL〉http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000030.html

(RETIO.2016.4 No.101より)

- 法令上の違反と瑕疵担保特約の範囲

約定の瑕疵担保特約に定められていない 法律上の瑕疵について、売主の担保責任が否定され、 媒介業者の説明義務は尽くされていたとした事例

中古住宅の買主が、建物に建物基準法違反があったとして、売主に対しては瑕疵担保責任により、媒介業者に対しては調査義務違反等により、損害賠償を請求した事案において、売主の瑕疵担保責任は売買契約の特約により免責されているとし、また、媒介業者は調査説明義務を果たしているとして、その請求が棄却された事例(東京地裁 平 27 年 6 月 16 日判決 棄却 ウエストロー・ジャパン)



事案の概要

売主Y1(被告)は、平成22年5月に所有者(訴外)より買い受けた土地及び平成15年12月に保存登記された建物(以下両者を「本物件」という。)を、平成24年6月、宅建業者Y2(被告)に媒介を依頼し、7000万円で売りに出した。

平成 25 年 11 月、買主X(原告) は、宅建業者A(訴外) を通じて本物件の内覧を申し入れ、建築士B(訴外) を同道の うえ本物件の内覧をした。内覧後、Y2 は、Aから、本件建物の設計図書資料の請求を受け、Y1 から設計図書を取り寄せて Aに送付した。

Xは、Bに改築の相談をしたところ、希望に沿った改装ができそうだとの意見を得たので、Aを通じて本物件の購入を申し込んだ。

同年 12 月 9 日、Y2 は、Aに対し、本物件に関する資料、契約書案及び重要事項説明書案等を送付した。翌日、Aは、Y2 に対し、台帳記載事項証明書が検査済証無としているとして、重要事項説明書の追記を指示した。

同年12月13日、XとY1は、本物件を6000万円、売主は本件土地の隠れたる瑕疵及び本件建物の雨漏り・シロアリの害・建物構造上の主要な部位の木部の腐蝕・給排水管の故障の瑕疵についてのみ責任を負うとした特約を付した売買契約を締結した。なお、重要事項説明に際して、Y2は、Xに対し、重説事項説明書記載の法令上の制限と検査済証が無い旨、新築時の資料は設計図の写しのみであることを説明した。

平成 26 年 1 月 16 日、Aは、Y2 に対し、増改築に際しては、 本件建物の適法性を役所に検証する必要があるとして、確認申 請時の設計図等の入手協力を求めたが、Y2 は、資料は設計図 の写しのみであると回答した。

Aは、Y2 に対し、検査済証等がないので、増改築費とは別に適法性検証手続の費用が必要だとして、その費用負担をY2 及びY1 に求める連絡をしたが、Y2 は、Y1 にはその義務も意向もなく、また、Y2 は重要事項説明で検査済証が無いこと及び資料は設計図の写しのみであることを説明している以上、書類がないことを理由とする請求には応じられないと回答した。

同月24日、本物件の残金決済及び引渡が行われた。



その後、Xは、Bから、土木事務所との協議において確認申請時の図面と現況等が異なるので調査を求められたとの報告を受けたため、調査をBに委託したところ、本件建物につき、建物の高さが確認申請時の図面よりも 173mm オーバーし、また、隣地地盤面の設定が実際より高く設定されていたために、北側斜線規制及び日影による高さ制限に違反する建物基準法違反があったことが判明した。

Xは、Aを介して、Y1 及びY2 に対し、本件建物が違反建築物であったとして、その是正費用の負担を求めたが、Yらがこれを断ったため、Xは、次のように主張して、Yら対し、719 万円余の損害賠償求め本件訴訟を提起した。

- (1) 建築基準法違反は、本件建物の交換価値又は使用価値を低下させるもので、本件建物の隠れた瑕疵に該当し、Y1 は 賠償する責任がある。なお、約定上の瑕疵担保特約は、瑕疵が当事者の予想範囲にとどまることが前提で、特約の列挙 事由がいずれも物理的瑕疵に該当するものであることからも分かるように、法令上の違反は、特約の予想しないものである。
- (2) Y2 は、増改築を予定するXにとって、本件建物が建築基準法に違反するか否かが、契約を締結するか否かに係る重大な事情であることを認識し、かつ、建築基準法に適合していない可能性も認識していたので、単に完了検査の有無の説明をするだけでなく、建築基準法に違反する事実の有無ないしその可能性の程度についても必要な調査を行ったうえ説明する義務を負っていたので、不法行為として損害を賠償する責任がある。



判決の要旨

裁判所は次のように判示し、Xの請求を全て棄却した。

- (1) 約定の瑕疵担保特約は、本件土地の隠れたる瑕疵及び本件建物の建物構造上主要な部位の木部の腐蝕・給排水管の 故障の瑕疵についてのみ責任を負うと規定し、法律上の瑕疵は、特約に記載された瑕疵に該当しない。したがって、Y1 に 対する請求は理由がない。
- (2) 宅建業者が説明すべき程度・内容は、個々の取引の経緯、説明を受ける者の職業、取引の知識、経験の有無、程度を勘案して、買主が契約を締結するか否かについて的確に判断、意思決定することができる程度のものであることが必要である。

これを本件についてみると、①Y1 は本件建物の建築主ではないこと、②Xは内覧段階から建築士を同行していること、③Y2 はXの求めに応じ検査済証がないこと等を伝えたが、格別の問い合わせがなかったこと、④本件建物は計画変更申請における中間検査に合格している物件であること、⑤現況も不自然に変更されている状況は確認されないこと、⑥建物基準法違反の内容は、図面の精査等により判明したものであること、からすると、Y2 は説明義務・調査義務を尽くしたというべきである。



本判決は、建築基準法違反は、対象物の法律上の瑕疵だとしながらも、売買契約で約定した担保すべき瑕疵には該当しないとして、担保責任の範囲外と判示したもので、 売主が担保すべき範囲に関して参考になる事例といえる。

媒介業者の不法行為責任については、売買契約締結の判断において重要な事項であっても、 専門知識を要するものであれば媒介業者の説明義務にあたらないとされた事例(東京地判平 21・10・9 RETIO81-76 参照)もあるので併せて参照願いたい。



宅建で広がる、 私の未来図。

平成28年度

宅地建物 取引士 資格試験

試験日

平成28年 10月16日[日]

午後1時~3時(登録講習修了者は午後1時10分~3時)

申込受付期間

■インターネット受付

平成28年 7月1日[金]~7月15日[金]

(午前9時30分から)

(午後9時59分まで)

■郵送受付

平成28年 7月1日[金]~8月1日[月]

(当日消印有効)

試験案内(郵送申込書)配布期間

平成28年 7月1日[金]~8月1日[月]

受験手数料

7,000円

合格発表

平成28年11月30日[水]

お問合せ先

TEL.029-225-5300

公益社団法人 茨城県宅地建物取引業協会

〒310-0066 水戸市金町3-1-3 茨城県不動産会館 http://www.i-takken.or.jp

主な試験案内(郵送申込書)配布場所

(公社) 茨城県宅地建物取引業協会本部・支部 茨城県建築指導課、県民センター建築指導課(総室を除 く)、各土木事務所(筑西土木事務所は除く)、各工事事 務所(常陸太田工事事務所は除く)、大子工務所、茨城県 東京事務所

ワンダーグー書籍売場(1部店舗は除く)

TSUTAYA牛久店

川又書店

(県庁店・エクセル店)

くまざわ書店

(取手店・ACADEMIAイーアスつくば店)

試験地 茨城県

指定試験機関 http://www.retio.or.jp (一財)不動產適正取引推進機構

インターネット申込みできます

不動產適正取引推進機構

検索、





「賃貸不動産管理業務マニュアル」 「賃貸不動産管理 標準化ガイドライン」 「賃貸不動産管理 標準化ガイドラインの手引き」



「間取りプレミアム」 「ひな形 Bank」 「入居のしおり」 30部

期間限定:平成29年3月31日入会 受付分まで

#6種プレゼント

★入会特典★



賃貸不動産管理業務のノウハウ等を効率的に提供する目的で本会が作成いたしました。この1冊で 賃貸不動産管理業務に必要な知識が網羅出来る充実した内容となっています。

- ●「賃貸不動産管理 標準化ガイドライン」
- ●「賃貸不動産管理 標準化ガイドラインの手引き」

本ガイドライン及び手引きは本会が定める自主ルールであり、会員である賃貸不動産管理業者を対 象に、標準的に行うべき賃貸不動産管理業務の内容が明示されています。

●「間取りプレミアム」

210

● 「ひな形 Bank」

初めて導入される方にも安心のかんたん間取り図面作成ソフトと、表現力豊かな販売図面・ チラシ等作成ソフト。 ※計6万円相当(通常販売価格の合計額)

● 「入居のしおり」

賃貸物件へ入居される方への入居中のルール・諸注意等をまとめた冊子。







「全宅管理フラッグ」贈呈中!

上記の特典に加わえ、店頭掲示用の「全宅管理フラッグ」を 贈呈しております。

ハトマークグループのお店を PR していただけます!



※その他入会特典の詳細は、 全宅管理HPでご確認ください。

3(UD)E

会員の方々限定で各種のサポート事業を行っています。

全宅連が母体となり設立された(一社)全国賃貸不動産管理業協会(通称「全宅管理」)は、「賃貸不動産管理業」を 単に賃貸媒介の付随業務にとどまらない独立かつ主体的な業務であると捉え、健全な発展と確立を目指しています。

賃貸管理業サポート事業

- 250 種類以上の充実した書式を無料提供
- 会員向けの無料電話法律相談の実施 (毎週1回)
- 提携サービスを会員価格等で提供

業務支援ツール等の提供

- 管理業務に役立つ出版物や ソフトウェア等を会員価格で提供
- 効率的な賃貸管理業務を実戦する ための各種ツールの充実

情報提供事業

- 会報誌の定期発行
- ●メールマガジンの配信
- FAX マガジンの配信
- ホームページ上での情報発信

研修事業

会員を対象として、法令の新設・改正、 最新判例の動向、トラブル対応 Q & A、 実務対処法等をテーマとした賃貸管理実 務に役立つ各種研修会を定期的に開催 しています。

賃貸住宅管理業者登録制度支援

国土交通省「賃貸住宅管理業者登録制 度」の解説書を会員限定にて配布を行って いるほか登録申請方法等のご相談も受け ております。また、登録後に掲示が義務 付けられる「業者票」を無料で作成して いるほか、業務処理準則に規定する各種 書式も用意しています。

賃貸管理業賠償責仟保険

本会会員を対象にした損害賠償責任保 険です(掛け金は、年会費に含まれてい ます)。

この保険は、賃貸不動産管理業者の過失 によって生じた損害賠償責任をカバーす るものです。

※上記サポート事業の詳細は、全宅管理 HP でご確認ください。

《入会金・年会費》 入会金 20,000 円 年会費 24,000 円(月額 2,000 円×12ヶ月分)

《ご入会の手続き》 1) 裏面の入会申込書に必要事項を記入いただき、協会宛に郵送またはファックス(FAX: 03-5821-7330)にてご送付ください。

2)入会申込書の到着が当協会にて確認できましたら、当協会より入会金・年会費のお振込み等その後のお手続きについてご連絡いたします。

-般社団法人 全国賃貸不動産管理業協会 〒101-0032東京都千代田区岩本町2-6-3 全宅連会館 TEL:03-3865-7031 FAX:03-5821-7330 HP:http://www.chinkan.jp/ e-mail:zentakukanri@bz01.plala.or.jp

全宅管理 9 で検索

新入会員紹介 (H28.1.1~5.31)

支部名	・ 	~5.31) 免許年月日	 商号又は名称	ī	
·····································			P5スは石が 所在地	` 電話	FAX
水戸	知 (11) 1974	H23.11.12		무메	1700
 寺内 勝		312-0005	ひたちなか市新光町22	029-264-2326	265-5453
水戸	知 (1) 7077	H28.3.2	有亀山建築	020 204 2020	200 0400
 亀山 勝	.	310-0836	水戸市元吉田町1993-2	029-291-5850	291-6850
水戸	知 (3) 6262	H26.9.17	つばさハウジング㈱ 水戸見川支店	023-231-3030	231-0030
ップ 冨田 稔		310-0912	水戸市見川2-3079-5	029-253-5554	253-1173
<u> </u>	知 (1) 7083	H28.3.30	ハウジングアイ	029-233-3334	233-1173
		310-0905	水戸市石川1-4008-1 三宅事務所 1階 西号室	029-350-3601	350-3602
伊藤 友之 	知 (1) 7074	H28.2.24	アプロム(株)	029-330-3001	330-3002
		305-0033	つくば市東新井19-37	029-879-5807	879-5806
倉持 喜惠子 土浦・つくば		H28.1.27		029-679-3607	679-5600
	知 (1) 7065	L- ₁	大塚材木店	020 020 0772	000 0066
広瀬 清	広瀬 彰一	300-0135	かすみがうら市加茂359-1	029-828-0772	828-2366
土浦・つくば 小松崎 邦士	知 (1) 7057	H27.12.14	KOMA・オフィス 	020 862 2000	006 7110
小松崎 邦夫 	小松﨑 邦夫	300-4111	土浦市大畑372	029-862-3098	886-7119
土浦・つくば 	知 (1) 7080	H28.3.8	(株)つくば学園の杜不動産	000 000 4077	000 4040
中嶋徳夫	延川 修	305-0816	つくば市学園の森3-29-6	029-828-4877	828-4848
土浦・つくば	知 (1) 7086	H28.4.13	有ミリオン・ベル		
吉田富江	大池 京子	305-0021	つくば市古来698-1	029-850-6568	850-6567
土浦・つくば 	知 (1) 7067	H28.1.27	(合同) R i n g	r	
奈良部 直	奈良部 直	300-3257	つくば市筑穂1-1-13-203	029-893-6622	893-6623
土浦・つくば	知 (1) 7070	H28.2.3	(合同) R E - D不動産	r	
中村哲也	中村哲也	300-1161	稲敷郡阿見町よしわら2-7-3	029-846-7550	846-7551
県南 	知 (6) 4664	H23.11.3	㈱アジア住販 みらい平支店 	r	
平津 茂 ————————————————————————————————————	川村正一	300-2359	つくばみらい市紫峰ヶ丘1-7-2	0297-21-2299	21-3789
県南 	知 (1) 7075	H28.2.24	(株)アクア		
小林 美津子	小林 由香	300-2454	つくばみらい市下長沼118-1	0297-44-4870	44-4871
県南 	知 (1) 7088	H28.4.27	(㈱アライアンス		
上野を養美	上野一綾美	302-0034	取手市戸頭8-7-27 第八戸頭ビル101	0297-79-5588	79-5585
県西	知 (1) 7062	H28.1.4	稲葉瓦工業㈱	ı	
稲葉 文子	安蒜 幹夫	300-2711	常総市本豊田51-2	0297-42-0005	42-3320
県西	知 (1) 7085	H28.4.13	㈱ウィズデザイン	ı	
嶋田 一也	嶋田 一也	300-4522	筑西市向上野690-3	0296-52-0096	52-4069
県西	知 (1) 7078	H28.3.2	㈱GMC	,	
倉持 誠	倉持 隆志	307-0015	結城市大字鹿窪254-5	0296-33-6614	33-7614
県西	知 (1) 7071	H28.2.9	リック・モーゲージ		
賀川 俊雄	渡邊 元	307-0001	結城市結城7121-11	0296-45-8773	45-8774
鹿行	知 (1) 7059	H27.12.14	リブエステート (合同)		
髙﨑 浩二	髙﨑 浩二	314-0132	神栖市筒井1665-2 中ビル203	0299-77-7515	77-7519
県北	大 (3) 7026	H27.3.31	香陵住販㈱ 日立南支店		
薄井 宗明	小林 康弘	316-0025	日立市森山町3-1-27	0294-85-7800	85-7806
県北	知 (1) 7061	H27.12.28	㈱ONE TO FREE		
小林 竜也	小林 愛	317-0054	日立市本宮町2-9-12	0294-33-8181	33-8585
石岡	知 (1) 7064	H28.1.27	㈱アグリセンター		
 石井 庄	田崎 徹	315-0038	石岡市旭台3-17-31 フレグランス103号	0299-56-7177	56-7186
				<u> </u>	<u> </u>

※新規免許取得者研修会へ必ずご参加ください。